

「ドイツ・イギリスでのクレーム解釈から見るクレーム表現」

～ドイツ・イギリス各国での権利行使を踏まえてEPOで適切な権利化業務を行うために～

EPOにおいて出願・権利化されたEP特許は、その後各国毎の権利となって各国において登録されます。侵害訴訟や特許の無効化手続においては、EPC加盟国それぞれの法律の下に解釈され、その有効性や保護範囲が判断されます。EPCは、権利化後の特許の解釈について一定の基準を示しつつも、多くの加盟国間での言語の相違や法制度の相違を許容しています。統一EP特許の制度がスタートしたとしても、特許を各国ごとにバリデーションする限り、同じ状態が続きます。このような体制を理解した上で、EPOでの権利化手続を、後の権利化後の特許の解釈を考慮して進めることが大切なのは言うまでもありません。

本セミナーでは、多くの日本企業にとって欧州での重用市場であるドイツ及びイギリスでの権利解釈と両国間での権利解釈の相違とを実際の判例を使ってご紹介し、ドイツの均等論、イギリスのpurposive constructionの判断手法についても具体的に説明します。さらに、クレーム解釈の判断基準の違いを前提としつつ、EPOにおける審査段階でクレームの文言を最適化するにはどうすればいいかを探ります。

本セミナーは、日欧における特許権利化業務や他社特許対応業務に携わる方を対象とするものです。

【アジェンダ】

第1部：ドイツの均等論及びイギリスのpurposive constructionを含む
クレーム解釈の手法

ドイツ及びイギリスでの判例を用い、両国でのクレーム解釈についてご紹介いたします。この中で、ドイツの均等論及びイギリスの意図的解釈(purposive construction)の判断手法について、実際の判例を参照しながらステップごとに具体的に説明します。



第2部：クレーム解釈の実例

ドイツとイギリスとにおけるクレーム解釈の違いが、クレームの文言の違いによりどのように変わりうるかについて、実例を用いて解説します。



第3部：将来の保護範囲を考慮した上でのクレーム文言の変更

特許を得るためにEPOの審査段階で補正をする場合、EPCで要求される補正の要件を満たしつつ適正な保護範囲を得るために、どのような点に注意すべきかを解説します。

【開催概要】

開催日 平成26年1月28日（火）10時00分～16時00分

開催場所 会場：大阪大学中之島センター 4階講義室406

募集人数 50名（定員になり次第締め切らせていただきます）

講師

Graham Murnane 氏 European & UK patent attorney:
Murgitroyd&Company, Glasgow office（イギリス、グラスゴー）
Robert Boerner 氏 European & DE patent attorney:
Murgitroyd&Company, Munich office（ドイツ、ミュンヘン）
稲積 朋子 氏 日本&欧州弁理士:
Global IP Europe（ドイツ、ミュンヘン）

受講料

会員 13,000円 一般 20,000円（テキスト代含む、消費税込み）
※注意（1）3日以内のキャンセルの場合、受講料はお返しできません。
（2）聴講券、納品書又は請求書は、講座開催日の10日前頃に郵送いたします
（3）他府県発明協会会員でも会員料金で受講できます。

申込先

一般社団法人 大阪発明協会（<http://www.jiiiosaka.jp/>）
電話 06-6479-1926 FAX 06-6479-3930

大阪発明協会 知的財産セミナー参加申込書

大阪発明協会行
FAX 06-6479-3930

申込日 年 月 日



講師：グラハム マーネイン
Graham Murnane
European & UK patent attorney
Murgitroyd & Company, Glasgow office
ケンブリッジ大学 機械工学科修士課程終了
橋・高速道路建設・北海道開拓事業にて勤務
EPO審査官として出願及び異議申立の審査に従事
ヨーロッパ弁理士試験試験委員として8年間従事
1996年よりMurgitroyd&グラスゴウ事務所勤務。
異議申立事件・訴訟のエキスパートとして、
多くの案件を手がけるとともに、
同所の他のメンバーの指導に当たる。



講師：ロバート ボーナー
Robert Boerner
European & DE patent attorney
Murgitroyd & Company, Munich office
ミュンヘン工科大学 物理学科修士課程終了
ブリュッセル自由大学にて物理学博士号取得
2001年より特許事務所勤務。化学以外の広い
技術分野、例えばテキスタイル生産機械、
紙処理機械、電子マイクロスコピー、センサー、
潜水艦用アンテナシステムにおいて、出願・
権利化業務及び訴訟業務に携わる。
商標分野においても経験を持ち、ドイツ商標
協会において商標分類についての判例分析
担当である。
2011年よりMurgitroydミュンヘン事務所所属。



講師：稲積 朋子
Tomoko Inazumi
日本弁理士、欧州特許弁理士
GLOBAL IP Europe
神戸大学電子工学科修士課程終了
富士通株式会社勤務
1992年より特許事務所にて権利化業務に携わる
1994年弁理士試験合格
1996年新鋭Global IP特許業務法人入所。
以来同事務所にて権利化・保争・
相談業務に携わる
2007年よりミュンヘンにてヨーロッパでの権利化・
保争・相談業務に携わる
2009年 GLOBAL IP Europeをミュンヘンに開設
2012年ヨーロッパ弁理士試験合格

開催日	セミナー名	定員
1月28日(火) 10時00分～16時00分	「ドイツ・イギリスでのクレーム解釈から見るクレーム表現」 ～ドイツ・イギリス各国での権利行使を踏まえてEPOで適切な権利化業務を行うために～	50名

会社名 または 氏名	部署名 および 連絡担当者
ご住所 〒	TEL
	FAX

受講者名	所属部署名	実務経験 年数	ご専門	E-mail
			(例) 電気機械	

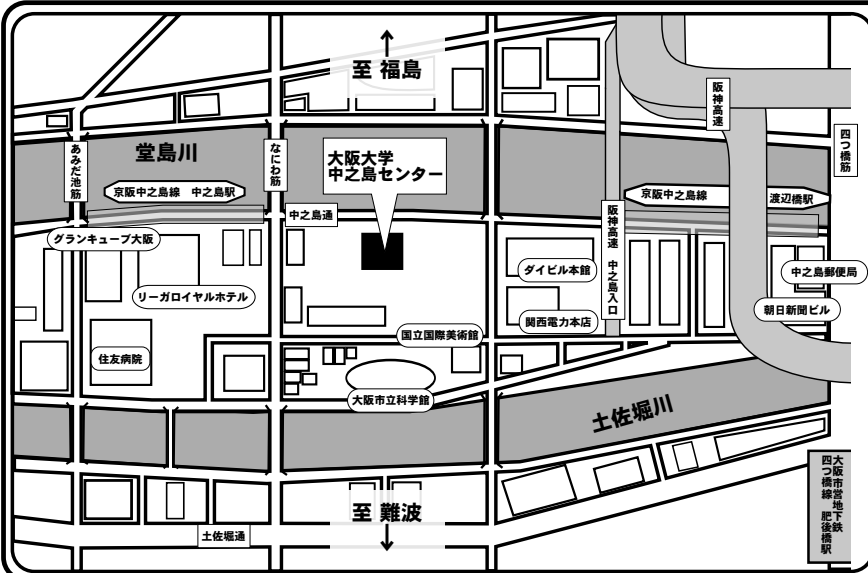
※お申し込み者様宛に、国の説明会、講座・セミナーほかの情報をご案内させていただく場合があります。なお、案内などを希望されない場合は、当協会へお申し付けください。
※許可なくして講義内容の録音、録画等をおこなう事を固く禁じます。

お支払方法（予納金・現金・銀行振込・郵便振替）

1. 請求書（要・不要）

2. 予納金処理の方 得意先コード No. -------

- 振込先銀行 三井住友銀行 大阪本店営業部 普通預金 7900182
三菱東京UFJ銀行 中之島支店 普通預金 0042472
- 郵便振替口座 00940-7-312572
- 口座名義 一般社団法人 大阪発明協会
- 会員・非会員の区別 (法人会員・個人会員：) 発明協会・一般)



◆アクセス◆

電車によるアクセス

- 京阪中之島線 渡辺橋駅より 徒歩約5分
- 京阪中之島線 中之島駅より 徒歩約5分
- 阪神本線 福島駅より 徒歩約9分
- JR東西線 新福島駅より 徒歩約9分
- JR環状線 福島駅より 徒歩約12分
- 地下鉄四つ橋線 肥後橋駅より 徒歩約10分
- 地下鉄御堂筋線 淀屋橋駅より 徒歩約16分

バスによるアクセス

- 大阪市バス (53系統)
大阪駅前バスタミナル
→ 中之島四丁目 (旧玉江橋) 下車 徒歩1分
- 大阪市バス (75系統)
大阪駅前バスタミナル
→ 田蓑橋 下車 徒歩1分
- 北港バス (中之島ループバス ふらら)
淀屋橋発 (土佐堀通/住友ビル前)
→ 大阪大学中之島センター前 下車 徒歩1分